



令和8年9月10日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、疾病のおそれのある運行の業務のほか複数の違反が確認されたことから令和8年9月10日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「7日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和7年2月14日、同年2月27日及び同年3月11日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、疾病のおそれのある運行の業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）等、合計18件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：有限会社 M. L. S
- ・ 主たる事務所の位置：千葉県山武市椎崎89-4
- ・ 代表者名：宮負 薫

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和8年9月10日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（千葉県山武市椎崎89-4）について、7日間の事業停止処分及び370日車（5両×74日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、小山

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年9月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 M. L. S (代表者：宮負 薫) 千葉県山武市椎崎89-4
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県山武市椎崎89-4
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分7日間及び輸送施設の使用停止処分370日車
(5) 主な違反事項	疾病のおそれのある運行の業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）
(6) 違反行為の概要	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことをきっかけとして、令和7年2月14日、同年2月27日及び同年3月11日に監査を実施。18件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある運行の業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (4) 点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項） (5) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (6) 業務記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (7) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (8) 運行記録計による記録の不実記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (9) 運転者台帳の記載義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項） (10) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (11) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (12) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (13) 点検整備記録簿の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (14) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条） (15) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項） (16) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (17) 事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (18) 自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 44点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 44点